

平成 26 年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」  
(第三次市町村提案型) 公募要領

1. 趣旨

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(以下、「小型家電リサイクル法」という)が平成 25 年 4 月より施行されました。国は、小型家電リサイクル法第 4 条に基づき、使用済小型家電(デジタルカメラ、ゲーム機等)の再資源化等を促進するための環境整備を順次行っているところです。

環境省では、市町村が中心となった使用済小型家電の回収に関する実証事業を行い、その実施を通じて回収体制の構築に必要な事業を行っていきます。

市町村の回収に係る諸課題を解決するとともに、市町村の回収品目の拡大や回収方法の効率化など回収量の拡大をはかることが必要であることから、諸課題について解決方法の検討を行う実証事業を実施し、効果的に全体回収量を増やし、再資源化量の目標を達成させることを目指します。

2. 概要

(1) 公募対象

本公募の対象は市町村とし、小型家電リサイクル法に基づいた、市町村主体の使用済小型家電の回収を事業期間終了後も継続することが要件となります。

なお、複数の市町村の属する都道府県が代表して申請すること又は複数市町村の連名で申請することも可能とします。

既に国の実証事業に参加した市町村(平成 20 年度～平成 23 年度に実施したモデル事業及び平成 26 年度実証事業(市町村提案型・再資源化事業者提案型)に応募し既に採択されている市町村を含む)は原則として公募対象外ですが、新たな回収方式を取り組む計画が主たる内容であれば、申請することが出来ます。申請にあたり、既存の事業概要と今回新たに取り組む内容を計画書に明記してください。

また、これまで国の実証事業やモデル事業には参加していないものの、市町村独自の事業として使用済小型家電の回収を行っていた市町村においては、既存の取り組み内容を明記するとともに、今回申請する目的と効果を明記してください。

(2) 事業対象範囲

市町村が主体となった使用済小型家電の回収体制を整備する上で必要な物品等の全部又は一部です。具体的には、ピックアップ回収の選別用コンテナや使用済小型家電の回収ボックスの制作・設置、市民への広報(広告、ごみカレンダーの印刷など)などが対象です。汎用性の高い物品の購入費(パソコン、デ

デジタルカメラ、物置、プロジェクター等)や、中間処理・最終処分に係る費用、市町村が使用済小型家電を請負業者に引き渡すまでに係る作業費、施設整備のための費用、事業者による消費者からの直接回収に係る費用は事業対象外です。

また、市町村から使用済小型家電を引き取った場所から請負業者又はその委託先が第一再資源化処理施設まで運ぶために係る運搬費は事業の対象です。

なお、物品の調達は、購入又はリースにより行います。

### (3) 第三次公募で重点的に募集する市町村の検討課題

市町村の回収に係る諸課題を解決し、もって回収量拡大等に資するため、第三次公募では、次の検討課題について、実証事業の実施に併せて検討することが重要と考えられる具体的な検討内容を重点的に募集しますので、積極的に御提案ください。

下記に該当する検討課題がある場合は、様式2「4 検討する課題」に御記入ください。記入いただいた内容は加点の対象となるとともに、必要に応じて環境省にて課題検討を支援することも想定しています。

- ・複数市町村の共同回収・引渡しの検討
- ・市町村の回収品目の拡大検討
- ・市町村の回収コスト削減や効果的な仕分け・引渡しに関する検討
- ・退蔵された低品位小型家電排出促進のための回収方法の検討

### (4) 事業の実施方法

実証事業は、各地方環境事務所において実施します。選定された市町村ごとに、(2)の事業を実施する事業者を環境省が別途選定し、市町村と当該事業者の協力のもとに、実証事業を実施していくこととなります。

事業の実施期間は、原則として、実証事業請負業者との契約締結日から平成27年3月20日までとします。ただし、事業の内容や進捗状況に応じて事業期間終了時期を前倒しすることが可能ですが、最低1ヶ月以上事業を実施してください。

## **3. 応募方法**

### (1) 応募方法

認定の申請は、本要領の事業申請書(様式1)、事業計画書(様式2)及び予算書(様式3)を、各地方環境事務所に提出してください。

## (2) 応募期間

平成26年8月8日(金)16:00から

平成26年9月17日(水)17:00まで

応募書類一式の紙媒体1部および電子媒体1部(メール送付可)を発送してください。応募期間を過ぎると受理できませんのでご注意ください。

メール送付を行う場合は、担当者にメールアドレスを問い合わせてください。

## (3) 応募先及び問い合わせ先

北海道：北海道地方環境事務所 環境対策課 高玉、生越

所在地：〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目

札幌第1合同庁舎3F

TEL：011-299-1952

東北：東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 佐々木、山本

所在地：〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23

仙台第二合同庁舎6F

TEL：022-722-2871

関東：関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 田村、丸山

所在地：〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2

明治安田生命さいたま新都心ビル18F

TEL：048-600-0814

中部：中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 都築、草刈

所在地：〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2

TEL：052-955-2132

近畿：近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 富岡、柄本

所在地：〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31

大阪マーチャндаイズマートビル8F

TEL：06-4792-0702

中国：中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 岩田、正路

所在地：〒700-0907 岡山市北区下石井1-4-1

岡山第2合同庁舎11F

TEL : 0 8 6 - 2 2 3 - 1 5 8 4

四 国：中国四国地方環境事務所 高松事務所 廃棄物・リサイクル対策課  
石川、大野  
所在地：〒760 - 0023 高松市寿町2 - 1 - 1  
高松第一生命ビル新館6F  
TEL : 0 8 7 - 8 1 1 - 7 2 4 0

九 州：九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 高山、木下  
所在地：〒862 - 0913 熊本市東区尾ノ上1 - 6 - 22  
TEL : 0 9 6 - 2 1 4 - 0 3 2 8

#### 4 . 選定

##### (1) 選定方法

環境省廃棄物・リサイクル対策部の中に審査委員会を設置し、本事業の評価基準に照らして事業を選定します。なお、選定過程において、申請者に追加資料の作成等を依頼する場合があります。

##### (2) 評価基準

以下の観点により、事業申請書、事業計画書及び予算書を評価します。

##### (イ) 実効性

- ・使用済小型家電の回収、運搬及び中間処理について、地域の実情や回収に係る諸課題を踏まえた上で効果を上げるための工夫がなされているか。市町村の回収に係る諸課題を踏まえ、一定程度以上の回収が見込める提案となっているか。
- ・また、回収を通じて地域の活性化や雇用の確保などにつながる事業を含んでいるか。

##### (ロ) 発展性・波及性

- ・使用済小型家電の回収、運搬及び中間処理について、他の地域にも展開可能な内容になっているか。

##### (ハ) 継続性

- ・実証事業後に小型家電リサイクル法に参加して継続的に使用済小型家電

の回収を行う計画となっているか。

(二) 関係者との連携・処理の適正性

- ・ 使用済小型電子機器等の回収、運搬及び中間処理について、関係者との必要な連携体制が準備されているか。
- ・ また、海外等における不適正な処理につながるおそれがないか。

(三) 選定結果

選定結果は、申請者へ文書により連絡する予定です。

(四) その他

- ・ 予算に限りがありますので、提案された内容を全て実施できない場合があります。
- ・ 本事業は小型家電リサイクル法に基づくリサイクルシステムの構築及び更なる改良のための試験研究を想定しています。
- ・ 本事業の実施にあたり、使用済み小型家電の引き渡しに係る諸条件については、本事業の請負業者と協議のうえ確定してください。
- ・ 今回申請する事業がすでに他の補助金等の支援を受けている場合は、内容重複部分の費用計上は出来ません。
- ・ 予算書に記載した費目については、各費目について3者見積りを取得し、最も安い金額を記載して下さい(新聞広告掲載等の1社に限定される内容の費目は除く)。3者見積りは計画書の選定後に提出していただくこととなります。
- ・ 事業計画書の選定後、請負業者の入札手続やボックス作成などにより、事業開始まで数ヶ月を要します。
- ・ 事業計画書の選定後、自治体の都合による事業費の積算に影響する計画内容の変更については正当な理由がある場合を除き原則として認められません。正当な理由をもって変更を希望する場合は、地方環境事務所担当者と調整し、決定してください。
- ・ 市町村提案型と連携市町村先としての再資源化事業者提案型の重複応募は出来ません。